

目次

第7章 準備書に対する住民等意見の概要及び

事業者の見解、準備書に対する知事意見及び事業者の見解 7-1

表番

表7.1.1 環境影響評価準備書についての住民等意見及び

事業者の見解 7-1

表7.1.2 環境影響評価準備書についての知事意見及び

事業者の見解 7-5

第7章 準備書に対する住民等意見の概要及び事業者の見解、準備書に対する知事意見及び事業者の見解

長野県環境影響評価条例第18条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び事業者の見解を表7.1.1(1)～(3)に示します。

表7.1.1(1) 環境影響評価準備書についての住民等意見及び事業者の見解

意見書	事業者の見解
<p>(植物の項目について)</p> <p>植物相の植生調査は任意の踏査によると書かれていたのですが、どのくらいの正確さで調査がなされたのでしょうか。植物の保全対策はたまたま発見された注目すべき個体、集団、種、群落にしかなされない、との印象を受けました。人の立ち入りにくいような場所に希少種が生育していたりはしていないのでしょうか。踏査のルートには調査のしやすさなどの主観は入ってはいないのですか。どのようなことに配慮して踏査を行ったのか、希少種の確認のまれなどの心配はないのかをもう少し詳しく説明していただきたいです。</p> <p>希少種については移植するとありましたが、工事終了後は元の場所には戻さないのでしょうか。元々いた場所が最良だと思うので、工事終了後のことも知りたいです。しかし、元の場所に戻すとなると2回移植を行うことになり、その植物体にとってはより負担がかかることにもなると思います。その点も考慮してどのように考えていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>植物の調査期間に冬が含まれていないのが気になりました。冬に植物種、特に草本類が少ないのは確かですが、一応調査すべきではないでしょうか。</p> <p>植物の生育基盤である土壌についてです。表土には、その場所の埋土種子がたくさん含まれていますので、土地の改変が止むを得ない場合には、表土を一時的に保管してまた戻すという工法が存在します。また、工事によってできた法面に成長回復の早い種子を吹き付けて、植生の回復を促すという方法もあります。前者は、技術的な問題や、手間とお金がかかり、後者の場合は、地元の種子が使われずに、定着の早い外来植物の種子が使われることが問題となっています。このような方法がある中で、当事業では、こういった観点からの土壌への対策は行うのでしょうか。また、工事に伴って植栽を行うことがあれば、できるだけ現地の植物を調達して行うようお願いいたします。</p>	<p>植物の調査は、文献資料調査を行った上で、専門家等の指導・助言を受け、現地調査を実施しました。</p> <p>なお、調査結果について、専門家の方の了承を頂いており、適切な調査が実施されたものと考えております。</p> <p>植物の予測評価において、希少種等の注目すべき種のうち、工事の実施による消失及び水分条件等の変化による間接的な影響を受けると予測された個体については、工事実施前に移植適地や手法、時期等について専門家等の指導・助言を受け、移植を行います。</p> <p>移植対象個体の現状の生育地は、工事の実施により環境が変化するため、移植対象個体が生育することは困難であると考えられます。</p> <p>植物の調査は、文献資料調査を行った上で、専門家等の指導・助言を受け、当該地域には冬季にしか存在が確認できない種が分布していないことから、冬季には実施しないこととしました。</p> <p>現地調査の結果、改変部及びその周辺で、準備書の植物種リストに示すとおり多くの外来種が確認されました。</p> <p>これらの外来種は、埋土種子として土中に含まれる可能性が高く、表土をのり面に利用した場合に、外来種を拡散するおそれがあるため、改変箇所の表土を戻す方法を採用しません。</p> <p>なお、のり面工の施工に際しては、郷土種による緑化を行います。</p>

表 7.1.1 (2) 環境影響評価準備書についての住民等意見及び事業者の見解

意見書	事業者の見解
<p>(動物の項目について)</p> <p>鳥類の調査期間について、用いた調査方法では月あたりの調査日数が少なすぎるのではないかと思います。特にイヌワシやクマタカといった猛禽類は、全国的にも保護が叫ばれている種であるので、せめて1週間ほどはかけてもいいと思います。こういった猛禽類は(その調査時の条件にもよりますが)、丸3日間歩き回ってもまったく見られなかったということもあり得ると思います。</p> <p>(触れ合い活動の場の項目について)</p> <p>調査方法について、聞き取り調査が多く行われていたようですが、どの程度の規模でどのように行ったのか、詳しく教えてください。</p> <p>この計画を実施すると木地師墓石「庚申」と島畑は、消失するとありますが、地元住民の意見や反対はないのでしょうか。また、消失することの関して意見は聞けなかったのでしょうか。意見書に載っている意見だけがすべてではないと思います。</p> <p>また、こういった史跡や宿泊施設が消失するとなった場合、史跡などの移動などは行われぬのでしょうか。また、そういったことが地元住民を中心に行われる場合、援助などはないのでしょうか。</p> <p>小嵐川への影響について、濁流を抑えるように配慮するとありましたが、どのような配慮を行うのでしょうか。何年もかかる工事ですので、この濁流を抑えるための対策は重要になると考えていますが、どうお考えでしょうか。</p> <p>内容とはあまり関係ないのですが、「島畑と木地師墓石「庚申」が、工事によって消失する」ということが分かりにくかったです。「直接改変する」などの言いまわしもありましたが、専門家でなくても内容が把握できるようにはっきり書いてほしいと思いました。</p>	<p>鳥類の調査方法は、専門家等の指導・助言及び既存の文献に基づき設定しております。なお、これまでの現地調査でイヌワシの飛翔、クマタカの営巣を確認しています。</p> <p>触れ合い活動の場の聞き取り調査については、旧南信濃村振興課、旧南信濃村教育委員会、長野県教育委員会に、対面又は電話による聞き取り調査を行いました。</p> <p>木地師墓石「庚申」、「島畑」については、準備書を公告・縦覧するとともに住民説明会を開催しましたが、意見はありませんでした。</p> <p>史跡の移動等については、諸関係者と協議を行い必要な措置を実施します。</p> <p>工事による、小嵐川への濁水流出に対する対策として、濁水処理施設の設置、排水の水質監視、河川の水質調査を定期的に行います。</p> <p>「島畑」、木地師墓石「庚申」については、準備書に「工事の実施により島畑は直接改変されて消失します。」、「工事の実施により木地師墓石「庚申」は直接改変されて消失します。」と記載しています。</p>

表 7.1.1 (3) 環境影響評価準備書についての住民等意見及び事業者の見解

意見書	事業者の見解
<p>(取り上げた3つの調査項目全体について)</p> <p>専門家の意見を聞いて対処した、などと準備書の中にたびたび出てきましたが、専門家とは誰でどのような立場の方なのでしょうか。責任を持って記載してほしいです。</p> <p>その他 (廃棄物関係の項目について)</p> <p>環境保全のところに、副次的な環境影響として、廃棄物の運搬により、新たに大気汚染が発生する可能性があると思いました。この件に関して対策はあるのでしょうか。</p> <p>(住民からの意見について)</p> <p>住民の意見が一つしか出ていないことが気になりました。この事業はかなり大きなものになるかと思いますが、その具体的な内容について地元住民の方々はよく周知しているのでしょうか。もっとさらに幅広い宣伝・公表を行うべきではないかとも思います。説明会や事業計画を広くわかりやすく、住民に知らせたのでしょうか。</p>	<p>準備書に記載のある専門家とは、水象、地形地質、動物、植物、生態系、景観、触れ合い活動の場を専門とする学識経験者であり、環境影響評価を実施するにあたって、指導・助言を頂きました。</p> <p>専門家の氏名については評価書「第3章 第1節 専門家等による技術的助言」に記載しました。</p> <p>準備書において、工事用車両の運行による大気質への影響について予測評価を実施し、基準又は目標と整合が図られているものと評価しています。なお、工事実施にあたっては工事用道路の仮舗装や散水等の保全対策を行います。</p> <p>本事業は、計画策定段階において、地域住民の代表者からなる「青崩峠道路懇談会」を開催し、その内容を飯田国道事務所のホームページでも公開し、事業の概要について住民に広く周知しています。</p> <p>また環境影響評価方法書の公告・縦覧及び準備書の公告・縦覧、住民説明会の開催につきましても、長野県環境影響評価条例に基づき公告したほか、長野県ホームページ、飯田国道事務所ホームページでも紹介しました。</p>

長野県環境影響評価条例第 20 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの長野県知事意見及び事業者の見解を表 7.1.2 (1)、(2) に示します。

表 7.1.2 (1) 環境影響評価準備書についての知事意見及び事業者の見解

番号	項目	知事意見	事業者見解
1	水質、 水象	地質由来と考えられる有害金属による河川、地下水への影響が懸念されることから、事前に土壌の溶出検査等を実施し、影響の恐れがある場合には、適切な保全対策を行うこと。	トンネル掘削等における、地質由来の有害金属による河川、地下水への影響については、事前に先進ボーリング等により採取した試料の溶出量試験等を行うとともに、工事排水の水質監視を行い、必要に応じ保全対策を検討し適切に実施します。 上記については、評価書「第1章 事業計画」の「環境保全の方針と主な保全対策」に記載しました。
2		トンネルの掘削工事に伴い、濁水の発生や異常出水等の恐れがあることから、事業の実施に当たっては、適切な処理方法を検討し、必要な保全対策を講じること。	トンネル掘削工事の実施にあたっては、評価書「第1章 事業計画」の「環境保全の方針と主な保全対策」に記載のとおり、先進ボーリングにより前方被圧水の調査等、地盤の状況を把握し、濁水処理施設の規模を検討し適切に実施します。
3		河川流量の変化の予測に不確実性が残ることから、工事中を含め、地下水位及び河川流量の調査を継続して行うこと。	トンネル工事の実施及び道路の存在・供用に伴う河川流量の変化については、評価書「第6章 事後調査計画」に記載のとおり、予測の不確実性があるため、事後調査を行います。
4	植物、 動物	ヤマユリは長野県希少野生動植物保護条例で指定希少野生動植物に指定されていることから、工事による消失や道路の存在・供用による影響が予測されるのであれば、保全対策を検討し、事後調査を実施すること。	ヤマユリは、工事及び道路の存在・供用の影響があると予測されるため、工事により消失する地点については、保全対策として移植を実施し、間接的な影響を受ける恐れがある地点については、必要に応じて保全対策を検討し適切に実施するとともに、事後調査を行います。 上記については、評価書「第4章第6節 植物」の「保全対策」及び「第6章 事後調査計画」に記載しました。
5		クロウメモドキの移植後のベニモンカラスジミの生息に不確実性が残ることから、生息状況の確認調査を継続して行い、新たに保全対策の必要が生じた場合には速やかに行うこと。	ベニモンカラスジミの保全対策として実施する、コバノクロウメモドキの移植と移植後のベニモンカラスジミの生息に不確実性があることから、事後調査を行うとともに、専門家等の指導・助言を受け、速やかな保全対策の実施に備えます。 上記については、評価書「第6章 事後調査計画」に記載しました。

表 7.1.2 (2) 環境影響評価準備書についての知事意見及び事業者の見解

番号	項目	知事意見	事業者見解
6	動物、植物	クマタカの繁殖・生息環境への影響については不確実性が残ることから、道路の供用後も含め、継続して調査を行うこと。	クマタカの事後調査については、評価書「第 6 章 事後調査」に記載のとおり、専門家等の指導・助言を受け、工事着手前から供用後も含め継続して行動圏及び繁殖状況の調査を行います。
7	生態系	小動物の生息環境を保護する観点から、明かり部における小動物の移動経路等について配慮すること。	小動物の生息環境を保護する観点から、設計段階において、小動物の移動経路の確保等について検討を行い、必要に応じて保全対策を実施します。 上記については、評価書「第 1 章 事業計画」の「環境保全の方針と主な保全対策」に記載しました。
8	触れ合い活動の場	「塩の道」等の保全対策については関係機関と協議を行い、実施手法について検討を行うこと。	「塩の道」等の保全対策については、評価書「第 4 章第 10 節 触れ合い活動の場」の「保全対策」に記載のとおり、関係者協議のもと、塩の道等の復元等、保全対策について検討します。
9	廃棄物等	残土の有効利用に当たっては、残土中の有害物質の有無及び含有量等について事前に把握し、適切に処理すること。	建設発生土の利用にあたっては、事前に有害金属等の含有量試験等を行い、有害性が確認された場合は、保全対策を検討し適切に実施します。 上記については、評価書「第 1 章 事業計画」の「環境保全の方針と主な保全対策」に記載しました。
10		残土の保管について自然環境への影響も懸念されることから、適切な保管場所を設けるなどの必要な措置を行うこと。	建設発生土を仮置する場合には、自然環境の保全に配慮して仮置場所の選定を行います。 上記については、評価書「第 4 章第 11 節 廃棄物等」の「保全対策」に記載しました。